

魚津市自治基本条例検討市民会議（第2回）会議録

日 時 平成 29 年 6 月 30 日（金）

午後 7 時から 8 時 50 分まで

場 所 魚津市役所 2 階 第一会議室

出席者 委 員：山根拓 浦田孝子 谷口清高 内海三佐雄 松原勇 溝口祥子

吉浦由雄 稗畠由美子 稲場雅敏 潮由加子 濱浦幸泰 田中豊子

（12 名・敬称略）

事務局：企画総務部長 川岸勇一 地域協働課長 吉崎敏

協働推進係長 清水悟史

<司会・地域協働課長>

<会議録の確認について>

（市）市では、会議録について、HPで公開していきたいと考えております。事前にお送りした個人名を伏せた内容で公開したいと思っております。内容については今一度ご確認いただき、あまりにも違う内容があれば事務局までご連絡いただきたいと思っております。

（座長）今ほどの会議録の確認については、訂正があれば事務局までお願いします。訂正があった場合、会議録の確認については、座長に一任でお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

（座長）それでは、会議録の確認については、座長一任といたします。

<次第1 自治基本条例検討市民会議（第1回）について>

事務局より説明

（座長）地域振興会の定義が必要。地区の自治活動について、住民の理解を進めていくための方策、その一つがこの条例の見直しであると思っておりますが、これを含めて何らかの対策を施していく必要があるだろうということが確認されたということでしょうか。

（委員）地域振興会の組織がしっかりしている所としていない所があるということですが、私の地区では地域振興会の組織図があるんですが、他の地区ではありますか。

（委員）あります。

（委員）そうすると、地域振興会の組織がしっかりしている所としていない所があるという標記はおかしいのでは。

（座長）地域振興会の組織について、明記しているものがあるのかお聞きしたい。

（委員）あります。地域振興会は地域で発足がばらばらで、形はできているが中身がともなわない地域だとか、うちの地域では3年前に組織図はできている。月1回の定例会を行

い徐々に実務が進んできている。

(委員) 組織形態は周知されている。

(座長) 地域振興会の組織形態が住民に十分認識されていないということですね。

(委員) 私たちの地区は地域振興会が最近できまして、組織の集まりはありますが、地域住民には浸透していないと感じています。

(委員) 私たちの地区では、地区の皆さんと協議し組織形態をつくってきた。地域振興会の中には、振興協議会など名前がいろいろあるが、私個人的には名前を統一した方がいいと考えています。

(座長) 組織形態について各地区で把握はされています。ただし、そのことが住民に浸透しているかということについては今後の課題という認識でよろしいですか。また、地域によって地域振興会の呼び名が違うということですが、事務局からなにかありますか。

(市) 先日行われた地域振興会の会長会において、市から、①今後名前を変えることがあれば〇〇地域振興会と統一した名前にしてほしい、②決して強制はしないと話をさせていただきました。

(市) 名前が統一されれば市民に分かりやすいのでということだったが、それぞれの地域で組織化される時に歴史とかいろんな思いがあった中で名前がつけられました。条例で位置付けるのは地域振興会という言葉をつかいますが、各地域振興会については将来的にわかりやすいように〇〇地域振興会というように名称が一緒なら市民にとってもわかりやすいと考えている。強制はできないと考えています。

(委員) この会議録は魚津市のHPに載せていくということですが、情報の明確化ということでもいいと思うのですが、市内13地域の地域振興会の会長会等の会議録についても、市のHPで公開していますか。

(市) 市の会合については、市で公開していくのが原則と考えていますが、各地区の会長の集まりの会なので、広く知ってもらいたいというのであれば市のHPに載せることも検討しますが、一度会の方にこういう意見があったと投げかけてみます。

<次第2 今後のスケジュールについて>

事務局より説明

(座長) 今後市民会議は、8月、10月の2回行います。

(委員) 提案なんですけど、スケジュール表について、横に月日を、縦に各項目を並べた方が見やすいと思います。

(市) 見直ししてみます。

<次第3 自治基本条例の見直しについて>

事務局より説明

(座長) まずは前文から順次審議したいと思います。

(委員) 言葉づかいについて、こうしたらいいと思うところがあります。

- ①たゆみない → たゆまぬ 一般的な使い方としては
- ②山並み → 山々 雄大さが感じられない
- ③ほたるいかななどを・・・ → ほたるいかなどがある。神秘の富山湾を有する・・・
- ④「じゃんこい、じゃんこい」 → 「じゃんこい、じゃんこい」
- ⑤時代がどのように移り変わろうとも 削除 ネガティブなイメージがある
- ⑥ふるさとを → ふるさとに誇りをもち ふるさとに誇りをもってもらいたい
- ⑦誇りをもって → 削除
- ⑧創っていきます。 → 創っていきたいと思います。 命令形に感じられる。
- ⑨ここに、の前に一マス開ける

(委員) ユネスコ無形文化遺産のタテモン行事が一番新しい標記方法なので、条例に反映させた方がいいと考えている。ほたるいは滑川の例を使うとかたかな表記。ひらがなとかたかな表記については、現在使われている標記に合わせればいいのでは。あと、清流または川の標記がない。魚津には世界的にも有名な急流河川がある。風土という言葉が出てくる。風土には川が入っている。

(委員) 前文とは趣旨が入っており大切な部分と思っています。しかし、あれもこれもと思うときりがない。魚津市の自然がわかる言葉を少し入れてはどうか。また、「たてもん祭り」について、「タテモン行事のたてもん祭り」とすればわかりやすいのでは。

(市) たてもんの説明をさせてもらいますと、たてもんが漢字なら文化財の指定はそのとおりですが、ひらがなの場合、文化財の登録についてはカタカナ表記になります。

(委員) 新聞ではタテモン行事について、かたかなで使い分けされている。我々、新しいが取り組んだよと目玉みせたい。

(市) 庁内検討会の結果を併記したのは、今ここで積極的に改正をする必要があるのか、こういう理由があると説明がつくことは改正してもいいですけど、あれだけ時間をかけて作っていただいたことを尊重すると、いろんな意見があっても当然ですが、あえて改正する理由がない場合は尊重しなければと思っている。なるほどという理由があれば改正しやすい。

(委員) 条例は、一般の人に理解してもらえるようにする。これを中学生までわかるようにするのは無理と思う。

(委員) 合併したところはいろいろな風土があるので、市民憲章という形をとった。しかし魚津ではもっと進んだ条例という形をとった。条例が出来て5年がたった、今ここで固執するかしないか、私はタテモン行事と川または清流という言葉を入れたい。

(委員) 前文とはぼんやりした表現かもしれない。これだけの字数ですべてを入れることは難しい。そういう思いがあるのであれば、前文だけでひとつ会を持ってもいいくらいですね。

(市) 当時は山から海までということで、その間に川が含まれているととらえていたと思

います。しかし、意見の中で川を表に出さないといけないという意見が皆さんの意見なら、市民の皆さんにパブコメという形で聞いてみるという方法もあるかと思います。

(座長) 前文は、最初のところに地域の価値だとかシンボルについて明記して、次に市民の望まれる姿勢、最後に自治への意思、そういったものを確認するといった感じで構成されている。何でもかんでも放り込むのは難しいだろう、シンボリックなものを中心に、簡潔に、しかし的をはずさずにするといったところだと思います。文書表現について、委員から意見がありましたけれども、人それぞれ価値観があるので難しい。

(市) ご意見をいただきましたので、庁内でも検討して、キャッチボールしていきたいと思えます。

(座長) 前文については、時間の関係もありますのでここで引き取らせていただきます。出てきた意見について、事務局の方でも理解していると思えますので、それを基に次回検討していただきたいと思えます。

(市) 委員の皆さんの意向として、前文は触らない方がいいのか、それとも基本はそのままにして、ここはこうの方がいいとか、お聞きしたい。

(座長) 原案としては、前文は触らない。それでも、ここはこだわりたいというところがあれば、そういう意見が多ければ変えていくという事務局の意見ですが、皆さんのご意見はどうでしょうか。

(委員) 私は、内容が分からないというのであれば皆さんと協議するべきだと思いますが、この自治基本条例については、あまり触るべきものではないと考えています。

(座長) 前文については、事務局提案をベースにする。また細かくいじらない。ただ、あの時こう言うっておけばよかったということがあると思えますので、そういうことがありましたら事務局の方へお伝えいただくということをお願いして、事務局でもそういった意見がありましたら対応するというようお願いしたいということによろしいでしょうか。

→ 異議なし

それでは次に移ります。

第1章 第1条、第3条 → 意見なし

第4章 第8条 → 意見なし

第5章 第10条―第12条については、まず議会に諮ってその意見をということですね。

(市) いま議会として揉んでもらうことにしているので、この内容を皆さんにもお知らせしたいと思っております。

(座長) よろしいでしょうか。 → 意見なし

第6章 第13条―第14条 → 意見なし

第7章 第15条、第17条、第22条 → 意見なし

第8章については、地域振興会の定義をはっきりさせた方がいいのではないかとということで、これにはパブリックコメント等の意見も含まれております。事務局案では、当日資料

3-1のように変えてはどうかということでもあります。ここには自治会、地域活動団体、地域振興会の3つを特定しまして、定義するというのでこの案が出てきています。

第26条については、地域コミュニティに対する市の姿勢ということについての規定を加えている。あと私の私案として、第25条第1項の第1号から第3号については、主語がないというか、市民が地区の活動にどのようにかかわるのか、住民よりも広い概念なので、そのところがわからないと申し上げたことがありました。ご意見をお聞きしたいともいます。

(委員) 地域振興会を明確にしたことはいいことだと思うんですけど、本来の組織ということでは、自主財源で活動するものであって、これに助成金等がついてくるのはわかるんですけど、今の地域振興会は、自主財源ではなくて市の交付金で賄われている団体であるわけですね。

(委員) そうではありません。

(委員) 自主財源の町内会費と交付金の2本立てなんですね。

(委員) 現行の第25条で、町内会は集落単位、自治会も集落単位、地域振興組織という校区単位となっている考え方、改正案では、自治会は集落単位、地域活動団体と地域振興会は校区単位でいいですか。

(委員) そうなんですけど、それを明確にする表現する文章があんまりない。

(委員) うちは町内会なんですけど、ここでいう自治会に入ってくるということですね。総括的に自治会とするということですね。

(市) 今までみんな列記していたので。

(委員) 改正案の自治会には、町内会も含まれていることになるということですね。

(委員) 地域振興会は、第1号自治会+第2号地域活動団体ということですね。

(市) そういう考え方でつくっています。参考までに、協働指針の8ページに、自治会とは定義をしていますが、これをそのまま条例に載せることはできないため、魚津市では条例上自治会として載せたいという形で整理させていただきました。また、第2号の社会福祉協議会ですが、正しくは地区社会福祉協議会となりますが、自治基本条例では地区という言葉ができません。条例上は地域という言葉で統一されています。魚津市は13地区と言っていますが、現在では校区も使えなくなった、13地区を表現するには旧の合併した時の1町11村、1町が大町と村木に分かれたという説明が一番いい説明と思うのですが、これも条例上にあらわすときはそういう定義が必要なのかということも迷いながら、策定時も議論をされながら迷われたところもあるのかなと考えております。

(委員) 地域振興会の活動のやり方が、この先いつまで続くのかという問題もある。

(委員) 地域にはマンパワーが不足し、いい人材が出てこない。人をそだてていかないと、どれだけ立派なものも作ってあっても、運用するのは人、組織ですから。

(委員) この基本条例が核になるようなものだという発想をしている。

(座長) 条例を策定するとき、あえて地区という言葉を外したということですか。

(委員) 当時は悩みました。

(座長) 資料3-1にあるような形で持っていくということで、あと欠落している所などないかチェックする必要があると思うのですが、いかがでしょう。

(市) 今回の改正点の事務局案について、地域コミュニティ等の等が不要ではないかという点、現行では自主的に形成された市民団体ということでNPO法人等がかんがえられていましたが、これについては第2号の地域活動団体を定義すれば、読み取れることになり、あえて等という、法律用語で等はあまり使わない方がいいのではないかとということで外させていただいたということです。あと定義の内容につきましては、座長の言われたとおり、本来自治会の中には地域住民にとってという主体があるべきというところは検討していく必要があるという中で、次の地域活動団体となったときに、市民の定義との関係をもう少し勉強して考えていく必要があると思っております。

(座長) いま事務局で言っていた内容を含めて、原案を尊重する形で持っていくということでよろしいでしょうか。→ 意見なし

第9章 第27条 → 意見なし

第11章 第29条については、5年ごとに見直す必要があるかどうかということですが、ご意見を伺います。

(委員) もう一度この規定を踏襲したらどうかと考えています。条例の運用状況を評価しとあるが、だれがやるのか。

(市) 設立当初は、条例は作ったものに終わらせんと、検証していかなくてはならないという趣旨で規定が設けられたと思います。この条例の理念に基づいて総合計画があり、その施策の中に市民協働の推進だとか参画などがあり、その施策ごとに何をしようというのを定めて、毎年それが進んだかどうか検証している。また公表もしているので、それで置き換わるのではないかという意味で、必要に応じてということでもいいのではと思っているが、市としては市の都合で必要に応じてということでもいいとは言にくい。自治基本条例は頻繁に直すものではないというのが基本にあって、しかし大きな変化があれば1年ごとでも見直してもいいと、だから必要に応じてという規定が一番幅広くとれるのではないかという思いがありますが、忘れないようにという思いで5年と当時は規定していますから、両論あるということで皆さんに諮ろうということになりました。

(委員) 5年が適当なのかはわかりませんが、期間は入ったほうがいいと思います。

(座長) 見直しはある程度期間を区切ってやる必要があるという意見がありました。

(市) 策定当時は、期間について市長の任期の4年という案もあれば、5年がいいのではないかと、または必要に応じてというところを議論されていた。結局5年を採用した経緯があるんですね。

(委員) 見直しはどこかでしないといけないということで、決めたとする。

(市) 策定当時は、地域振興会の取り組みについて市がまだ半ばだと、地域にお願いして進めているけれども、まだ確たるものがでてこない、だから5年後に見直すべきという理

由があったかもしれないと、今 13 地域の振興会が立ち上がったから、必要に応じていいのではという意見と、もう一回見てみて固まったということなら変える方法もあるからという意見と両方の意見があった。

(委員) 市で協議された内容を聞くと、相当な教宣活動になる。もう一回というのが私の意見。

(委員) 市民の中からこのような議論をする人が出てくると素晴らしい。

(委員) 修正する必要はないと思う。

(座長) 現行案でもう少し様子を見るということではよろしいでしょうか。 → 異議なし
これで事務局から提案のあった条文についてはすべて終わったのですが、これを含めた条例全体について何かご意見があればお聞きしたいと思います。

(委員) パブリックコメントについて、前は 1 人からしか意見がなかった。1 か月という期間が短いのではないかと思います。もう少し長い期間あればいいと思うのですが。

(委員) パブリックコメントは修正案について募集するのですか。

(市) そのとおりです。

(委員) ある程度特定されている部分ですので、2、3 か月もいらなと思います。

(委員) 今のところ、第 25 条、第 26 条の改正が考えられるというところですね。

(市) 前回でも言われたように、期間よりも知られていないということが問題で、広く知ってもらえるようにします。

(委員) 条例の中身は知らなくてもいいので、絶対知ってもらいたいことだけ知っていただければいい。

(委員) 上意下達、おかみの言うことをする、そういうのにどっぷり国民が浸かっている中で、自覚せい、参加せいと言っても難しいから、そこの仕掛けをしなさいと言ってきた。

(座長) パブリックコメントはボトムアップで意見を吸い上げるための仕組みなんですけども、あまりうまくいっていない。周知の仕方が問題あるのかなと、いろいろなところでやっているんですが知らないうちに終わっていたということがよくあります。今回も努力が必要なのかもしれませんね。

他にご意見がないようでしたらこれで終わりたいと思います。